

防災・防犯計画

1 ねらい

非常災害・事態に際し、警察・市消防本部と緊密な連絡のもとに、学校職員・全校生徒が校長の指示に従い、一致団結して生徒の生命の安全・学校財産の保管と安全に努め、目的を達成のために計画し、常に防犯・防災訓練の実施及び危機の未然回避、防災思想の啓発を図る事を目的とする。

2 基本方針

前項の目的を達成するために、次の事を防災・防犯活動の基本方針とする。

- (1) 火災・不審者侵入の予防・避難訓練等の計画を中核に、さらに暴風・地震（津波）等の災害対策に万全を期する。また、新たな危機事象（弾道ミサイルの発射、学校への犯罪予告・テロ、インターネット上の犯罪被害等）への対応についても万全を期する。
- (2) 防災設備・防犯道具・警報装置など防災・防犯用施設設備の充実強化を図る。
- (3) 本校職員は、すべて本計画に定める各自の任務を自覚し、災害予防及び災害発生時の処置について協力し迅速かつ的確に行動し、最大の効果を上げるように常に心がける。
- (4) 生徒の安全教育・管理はもとより、あらゆる機会を通して防犯・防災に関心を持たせ、意識の高揚を図る。
- (5) 宮古島市消防本部・宮古島警察署と連絡を密にし、その指導援助を受ける。

3 防災・防犯対策

(1) 一般的な注意

- ① 生徒の安全確保及び安全管理を定期的に行う。
- ② 避難は、学級担任又は教科担任が引率誘導し、静粛・安全・迅速に行う。
- ③ 避難時は学用品等の携行しない。但し地震などで蛍光灯等が落下する危険がある時は、鞆、本等を頭上に乗せて避難させる事もある。
- ④ 火災発生時は、直ちに職員で初期消火にあたる。
- ⑤ 人員点呼は正確に行い、校舎内に残留者がいないように留意する。
- ⑥ 避難経路をあらかじめ定めておき、出入り口・階段の混雑を防ぐ。
- ⑦ 盗難防止に注意する。

(2) 火災について

- ① 火気取扱担当者を別に定める表のとおりとし、責任者は日頃から特に火気に留意し、放課後及び退勤時は異常の有無を点検するように努める。
- ② 消火器、消火栓等の定期検査を実施する。
- ③ 電気災害を未然に防止するために、電気工作物について定期点検を実施する。
- ④ 発火のある恐れのある原材料、薬品等は所定の場所に貯蔵保管し、責任者の許可を得て使用する。
- ⑤ 火災発生の連絡を受けた職員は直ちに全校に知らせ、各担任は生徒を誘導し、安全な場所に避難させ、人員を点呼して事故の有無を確認する。
- ⑥ 火災発生時の行動
 - ア 出火の合図があればすべての活動を中止し、冷静で的確な状況判断で臨機応変の

処置を取る。

イ 便所、保健室、特別教室等の不在確認を取る。

ウ 避難後の人員点呼、本部への報告を行う。

エ 煙の中を通るときは、ハンカチなどで口を覆い低い姿勢で通る。

オ 初期の消火に生徒を参加させる場合は、無理をさせない。

(3) 暴風雨について

- ① 暴風雨が予想されるとき、戸締まりに万全を期し、重要書類・物品等の保管に留意し、被害を最小限にとどめるよう努める。
- ② 就業中に強風注意報が発表されたときは、ラジオやテレビ放送に注目すると共に、関係機関と連絡を密にして、生徒の安全万全を期する。
- ③ 登校後暴風雨警報が発表されたら、生徒は校長の指示によって各地域ごとに集団で帰宅するよう配慮する。

(4) 地震・津波について

- ① 教室にいるときは、机の下にもぐり頭部を守る。
- ② 教師は電気機器の電源及び電灯のスイッチを切り、出入口の戸を開け、教卓の下にもぐる。
- ③ 第一振動がおさまってから、教師は生徒を誘導し安全な場所へ避難させ人員を点呼し事故の有無や津波の有無を確認する。
- ④ 避難するときは、上からの落下物に気をつけ押し合いしないように整然と行動する。
- ⑤ 津波が予想される場合は、マニュアルに従って対応する。

(5) 外部からの侵入者による災害時

- ① 大声をあげる、非常ベルを押す等、速やかに全生徒、職員に知らせる。
※緊急放送「お知らせします。赤い荷物が届いております。事務室までお願いします。」が流れたら、体育館へ移動する。
- ② 危機の影響を最小限に押さえる努力をし、生徒を安全に避難させる。
- ③ できるだけ一人では対応せず、大声などで応援を求める。
- ④ 「さすまた」を職員室等に常備し、暴力や凶器を振るう者への対応に備える。

(6) 生徒が学校にいる時

- ① 事態が急な場合は、体育館に避難し、校長の指示に従って適宜善処する。
- ② 事態が急を要しない場合は、気象通報、関係官庁の指示等によつて的確な判断をし、危険が増大する前に、学校職員が護送にあたり、その後校舎の保全にあたる。

(7) 生徒が学校にいない時

- ① 気象通報に注意し、関係官庁と連絡を密にして的確な判断のもとに学級毎に緊急連絡（電話）をし、登校中止、又は始業時刻の繰り下げなどの措置をとる。

(8) 学校の休業日及び夜間の場合

- ① 学校長の指示により、必要な人員の学校職員の登校を求めるなど適宜処置を取る。

(9) 新たな危機事象への対応について

① 弾道ミサイル発射に係る対応について

ア Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

(ア) 学校にいる場合

【校舎内の対応】

窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。机がある場合には机の下に入って頭部を守る。

【校舎外の対応】

校庭での授業中など、近くの建物の中に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

(イ) 校外活動中の場合

○屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。

○引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行う。

○自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に生徒へ指導しておく。

(ウ) 登下校中の場合

登下校中は、屋外スピーカー等からの警報や、周囲の人から入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。

② 学校への犯罪予告・テロへの対応について

ア 学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。

イ 生徒を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応を行う。

ウ 当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得る。

エ 不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施する。

③ インターネット上の犯罪被害等の対応について

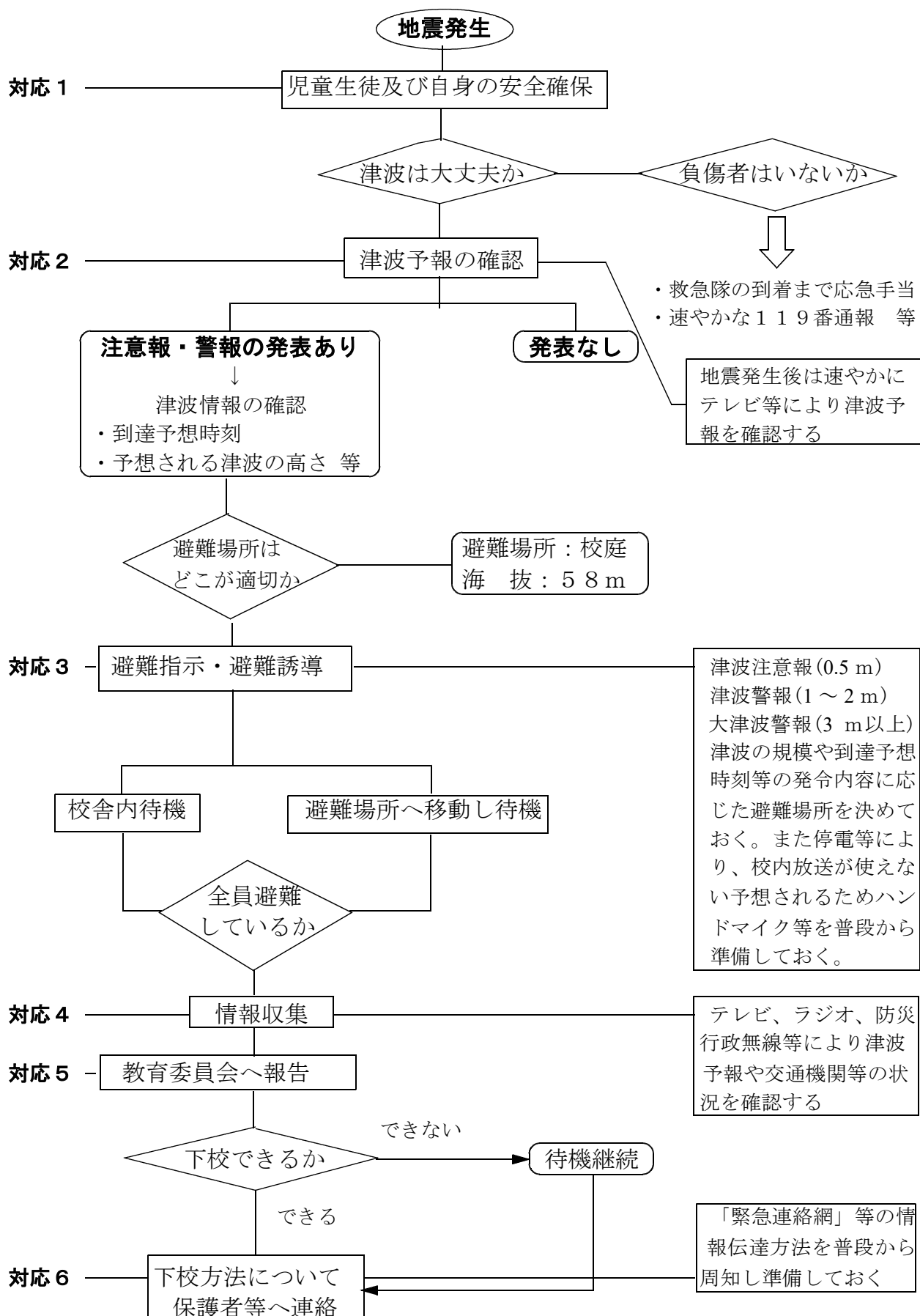
ア 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例（警察庁ウェブサイト等を参照）の把握や情報モラル教育の充実に努める。

イ 被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築をしておく。

ウ 生徒がトラブルに巻き込まれないようするために、保護者に対して携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について伝えたり、親子学習会など保護者と生徒と一緒に考える機会を作るようにする。

エ 被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルの指導を通して他者の権利を尊重し情報社会で自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせる。

(10) 在校時における地震・津波対応マニュアル



(11) 不審者侵入対応マニュアル

